委員会を開いて降格問題を決する事となった。
元来中央委員会は大会の決議の範囲内に於て緊急事項を處理すべきなるにも拘はらず、大会に於て別段問題となし得なかりしものを、大会直後に少数の中央委員会が立ちて出し直ちに事は明らかに法規上の手続を無視した独断の行為であり、民主的な精神を失った官僚主義である。

経過 (一)

以上の情勢を知った全国二十五組合の代表者は相集まって降格問題は飽く迄立法に反対する事を申合せた。
尚その代表者の派遣する組合、聯合会、評議会に於ても全体の決議があった。
斯る形勢の下に三月二十七日の中央委員会は開かれ南東同盟の提案した降格問題は賛成八対反対五という僅かの三分の二以上の賛成なかりしため否決となり、更に役員は関東地方評議会の解散案を提出した。中央委員会は立ちに対して満場一致を以て二者の合同の前提と云う理由の下に可決した。
斯かあに計らんや提案者なる南東同盟には合理同の意志がなかりしため、この事が後に至って役員自身自状し、又所謂刷新派も以前より明らかにこれを認めた。
既に矢張り此問題も降格問題と同じく中央執行委員幹部及それを取巻く一部の人達の気に入らぬ者を苦め称する精神と少しも異らぬ事が結果に於て明白となった。
故に全国二十五組合の代表者は再び会合して此評議会解散問題にも反対すると同時に斯る問題を強いて惹起した中央人物の責任追及、及その人達の意のままになる様に構成されている中央委員会の改造、又は中央委員会に於て個人を脅迫し降格処分する様な官僚的な理論の改正、其他二つ三つ今日の如く中央委員会の多数及それを取巻く一部の人達一事断に委かされる様な諸問題を改めて もっと各組合及各地方の意志を尊重し、全国的に協和の計かる様に刷新しなければ、今後五つが安心して運動が出来ない と言う事になった。

又吾組合に於ても今日の本部委員会で前回様の決議を為し実行方法を不日組合長一任とした。尚二十九日の吾組合の春期に於ても同様の決議を為した。

経過 (二)

其後諸義の所事件に配した報告書或は激文を全国に配付した所が、東京に於ては所謂幹部派である関東同盟所属の一組合が二つに分裂して三つの三様が東京西部合同労働組合を組織して評議会に加はり、更に広島合同労働聯合会所属の全部三組合が共に刷新運動に参加し今日では全国で三十組合が協力している。
而して評議会解散問題は四月十二日に開かれた中央委員会に於て遂に京都、神戸を除く外全部これに賛成為し全十五日本部主事西尾氏最よりの評議会に於て解散命令に服せざりしの理由を以て全部除名された。
其処で刷新派組合は一致協力して、斯る官僚的な発展を打破すべく申合せ吾組合にても四月十六日本部委員会に於て左の決議を為した。
一、革新運動に対し組合員一名十五銭の割を以て本部より要用を出す。
二、組合事務所の一部を一時革新運動の事務所に充つる。
以上の経過を見られて明らかなる如く此問題は表面に於て色々に伝へられるにせよ、単に事制的な中央の少数幹部に対してその事